

国都計第140号
平成30年3月30日

各都道府県知事
各政令指定都市の長 殿

国土交通省都市局長

今般、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）が、平成30年4月1日に施行されること等に伴い、「都市計画運用指針」（平成12年12月28日付け建設省都計発第92号建設省都市局長通知）の一部を下記のとおり改正したので通知する。

なお、都市計画運用指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各地方公共団体におかれては、引き続き、今後の都市計画制度の運用に当たって、参考としていただきたい。

都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して、本通知を周知いただくようお願いする。

なお、改正後の指針（別添様式含む）については、国土交通省のホームページに掲載されているので、適宜ご活用いただきたい。

記

- ・都市計画運用指針を別添のとおり改正する。

以上